

第75回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月19日（土曜日）午後1時開会

開催場所

ステーションコンファレンス池袋 Room 1
東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階

会場が前回と異なっております。ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬制度改定の件

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期における世界経済は、2018年度後半から続く米中貿易摩擦や2020年1月頃から世界各地に広まっていった新型コロナウイルス感染症など、経済政策に関する不透明感が高まる状況が継続したことにより、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、電子機器用部材事業においては、自動車販売台数低迷などの影響を受けたものの、第3四半期以降、中国市場を中心とした車載関連部材の需要回復や第5世代移動通信システム（5G）の実用化や世界的なリモートワーク等の拡大による半導体市場の成長等により好調に推移しました。

また、医療・医薬品事業においては、医療機関へのアクセス制限等により製品売上、製造受託に影響を受けたものの、概ね順調に推移しました。

その結果、当期の売上高、営業利益及び経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は前期を上回る結果となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を実施する基本方針に基づく1株当たり65円10銭の普通配当に、2021年1月に東京証券取引所市場第一部上場20周年を迎えたことによる記念配当30円を加え、1株当たり95円10銭とすることを本定時株主総会でご提案申し上げます。

これにより、中間配当金（65円10銭）とあわせた年間の配当金は1株当たり160円20銭となり、前期と比べ年間30円の増配となります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長
佐藤英志



目次

| | |
|----------------|----|
| 招集ご通知 | 2 |
| 議決権の行使についてのご案内 | 3 |
| 株主総会参考書類 | 5 |
| 添付書類 | |
| ● 事業報告 | 16 |
| ● 連結計算書類 | 50 |
| ● 計算書類 | 54 |
| ● 監査報告 | 58 |
| トピックス | 66 |

証券コード4626
2021年5月28日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主の皆様へ

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵388番地
太陽ホールディングス株式会社
代表取締役社長 佐藤 英志

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月18日（金曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月19日（土曜日）午後1時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号 メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1
※会場が前回と異なっております。ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第75期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役の報酬制度改定の件
4. 議決権の行使に関する事項
3ページの「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.taiyo-hd.co.jp>）に掲載させていただきます。

インターネットによる開示について

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の2の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。（アドレス <http://www.taiyo-hd.co.jp>）

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含んでおります。

議決権の行使についてのご案内

5ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



定時株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 2021年6月19日（土曜日）午後1時

場所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1

※会場が前回と異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2021年6月18日（金曜日）午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合 詳細は4ページ

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月18日（金曜日）午後5時まで受付

- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合やパソコン、スマートフォン又は携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

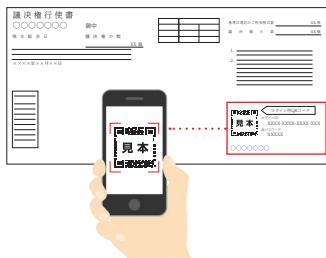
機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめお申込みされた場合には、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載された「ログインID、仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載されたQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコード利用によるログインID及び仮パスワード入力の省略は、1回に限り可能です。

再度QRコードを利用してログインする場合は、ログインID及び仮パスワードの入力が必要です。

スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」にて議決権行使を行ってください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

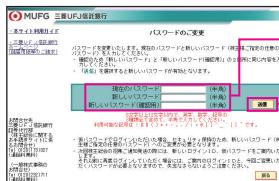
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力ください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードをご登録ください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、現金による株主の皆様への利益還元を重要政策と位置付けており、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を実施してまいります。また、株主資本配当率を目標指標とし、「連結決算を基準に株主資本配当率を中長期的に5%以上とすること」を目標としております。

また、当社は、2021年1月をもちまして東京証券取引所市場第一部上場20周年を迎えました。

当期の期末配当につきましては、普通配当に記念配当30円を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

- | | | |
|--|------|------------------|
| ・当社普通株式1株につき、普通配当金65円10銭に 記念配当金30円を加え金95円10銭 | 配当総額 | 2,697,664,896円 |
| ・当社第1回A種種類株式1株につき、普通配当 金65円10銭に記念配当金30円を加え金95円10銭 | 配当総額 | 0円 ^{※1} |
| ・当社第2回A種種類株式1株につき、普通配当 金65円10銭に記念配当金30円を加え金95円10銭 | 配当総額 | 0円 ^{※2} |

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月21日

なお、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金65円10銭を含め、1株につき160円20銭となります。

※1 当社第1回A種種類株式は、発行した同株式の全てを2018年6月26日付で当社が取得し、同日付で全て消却しております。

※2 当社第2回A種種類株式は、発行した同株式の全てを2019年6月27日付で当社が取得し、同日付で全て消却しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社において、今後の資本政策並びにその発行可能性から、第1回及び第2回のA種種類株式に関する条項の修正及び削除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第1条から第5条 (条文省略) | 第1条から第5条 (現行どおり) |
| (発行可能株式総数) | (発行可能株式総数) |
| 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,200,000株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 | 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000株</u> とする。 |
| 普通株式：50,000,000株 | (削 除) |
| 第1回A種種類株式：100,000株 | (削 除) |
| 第2回A種種類株式：100,000株 | (削 除) |
| (自己株式の取得) | (自己株式の取得) |
| 第7条 (条文省略) | 第7条 (現行どおり) |
| (単元株式数) | (単元株式数) |
| 第8条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式および第1回ないし第2回A種種類株式のそれぞれにつき100株</u> とする。 | 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 |
| 第9条から第12条 (条文省略) | 第9条から第12条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|-------------------------------|
| <p align="center">第2章の2 A種種類株式</p> | <p align="center">(削 除)</p> |
| <p><u>(A種種類株式)</u></p> | |
| <p>第12条の2 当社の発行する第1回ないし第2回A種種類株式の内容は、次に定めるとおりとする。</p> | <p align="center">(削 除)</p> |
| <p>(1) 譲渡制限</p> | <p align="center">(削 除)</p> |
| <p>第1回ないし第2回A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p> | |
| <p>(2) 普通株式を対価とする取得条項</p> | <p align="center">(削 除)</p> |
| <p>当社は、第1回ないし第2回A種種類株式の全部を、次に定める日をもって取得するものとし、当該取得と引換えに、第1回ないし第2回A種種類株式を有する株主に対して、第1回ないし第2回A種種類株式1株につき普通株式1株を交付する。</p> | |
| <p>第1回A種種類株式</p> | |
| <p>第1回A種種類株式の最初の発行日の3年後の</p> | |
| <p>応当日</p> | |
| <p>第2回A種種類株式</p> | |
| <p>第2回A種種類株式の最初の発行日の3年後の</p> | |
| <p>応当日</p> | |
| <p>(3) 普通株式を対価とする取得請求権</p> | <p align="center">(削 除)</p> |
| <p>第1回ないし第2回A種種類株式の株主は、当会社に対し、その保有する第1回ないし第2回A種種類株式の全部または一部を当会社が取得すると引換えに、当会社の普通株式を交付することを請求することができる。第1回ないし第2</p> | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p><u>回A種類株式と引換えに交付すべき普通株式は、第1回ないし第2回A種類株式1株につき普通株式1株とする。当該取得請求は、第1回ないし第2回A種類株式の発行後いつでも、当該株式の株主について相続が開始した場合に限り、当該相続の対象となった当該株式についてのみ行うことができるものとする。</u></p> <p>(招 集) 第13条 (条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2 定時株主総会の目的である事項について、会社法第322条第1項の定めによりある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が効力発生の要件であるときは、当該種類株主総会の議決権の基準日は、当該定時株主総会の議決権の基準日と同一日とする。</u></p> <p>第15条から第18条 (条文省略)</p> <p><u>(種類株主総会)</u> 第18条の2 第13条および第15条ないし第18条は種類株主総会に準用する。</p> <p>第19条から第49条 (条文省略)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(招 集) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (削 除)</p> <p>第15条から第18条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第19条から第49条 (現行どおり)</p> |

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、補欠監査役候補者は、法令に定める監査役の員数を欠く場合における監査役への就任について承諾しております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式数
普通株式

一株

| | |
|-----|---|
| 候補者 | とう どう まさ ひこ 東道 雅彦 (1968年7月17日生) |
|-----|---|

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1997年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、
牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）入所
2005年1月 牛島総合法律事務所パートナー弁護士（現任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

東道雅彦氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識と経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待しており、当社の社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 東道雅彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 東道雅彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、東道雅彦氏が監査役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、東道雅彦氏が監査役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしております。東道雅彦氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、事業報告31ページ記載の「2. 会社の現況 (3) 会社役員 の状況 ① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在) 注8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。
6. 東道雅彦氏と当社との間には、会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号に規定の損失に関する補償契約を締結する予定はございません。

第4号議案 取締役の報酬制度改定の件

当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上への動機付けを与えることを目的とした株式報酬制度として、第68回定時株主総会にて業績連動株式報酬制度を導入し、その後、第71回定時株主総会において業績連動株式報酬制度の改定並びに譲渡制限付株式報酬制度の導入を行い、当該制度の支給対象者である業務執行取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役をいいます。以下、同じです。）に対して、株式報酬を支給してまいりました。

本議案は、2021年3月1日に施行された会社法の一部を改正する法律（以下「令和元年改正会社法」といいます。）において金銭ではない報酬等の「具体的な内容」として定めるべき事項に関して、株式報酬等に関する内容が明確化されたことに伴い、譲渡制限付株式報酬制度と業績連動株式報酬制度の2種類の株式報酬制度の内容を一部改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、現在当社の取締役の員数は8名（うち社外取締役4名）であり、そのうち、業務執行取締役の員数は3名となる予定です。

1. 取締役の報酬制度の改定の主な内容

当社の取締役の報酬額は、① 2010年6月29日開催の第64回定時株主総会において、取締役に対する確定金額報酬を総額3億円以内とすることを、② 2014年6月20日開催の第68回定時株主総会において、業務執行取締役を対象とする業績連動金銭報酬を各事業年度における連結当期純利益（注）の1.6%以内の金銭とすることを、③ 2017年6月21日開催の第71回定時株主総会において業務執行取締役に対する業績連動株式報酬を各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の3.4%以内の金銭（当該金銭は当社が新たに発行又は処分する普通株式取得の払込資金とすることを前提とする。）とすること、及び、④ 譲渡制限付株式報酬（譲渡制限付株式の付与のための金銭債権）を年額3億円以内とすることをご承認いただき現在に至っております。

本議案は、上記取締役の報酬額の変更を伴うものではなく、令和元年改正会社法の施行に伴い、株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数の上限に係る定めについて、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる株式は1事業年度当たり40,000株以内、業績連動株式報酬制度に基づき割り当てられる株式は1事業年度当たり100,000株以内とすること及びその他これらに関連する改定につき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります（詳細は、後記「2.取締役の株式報酬制度の改定の詳細」をご参照ください。）。

（注）2013年9月に行われた会計基準の改正により、従来、連結損益計算書において「当期純利益」と表示していた金額を、第70期事業年度以降においては「親会社株主に帰属する当期純利益」と表示することとなりました。そのため、業績連動金銭報酬は「親会社株主に帰属する当期純利益」を指標として支給されることとなりますが、従前からの指標を変更するものではありません。

2. 取締役の株式報酬制度の改定の詳細

本議案に基づく取締役の株式報酬制度の内容の改定は、令和元年改正会社法の施行に伴い必要となった事項の改定であり、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動株式報酬制度の報酬額や仕組みを実質的に変更するものではありません。

株式報酬制度においては、当社が新たに発行又は処分する普通株式を業務執行取締役に対して割り当てることとなります。当該割当ての条件に関して、発行又は処分する普通株式数の上限につき、これまでは譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動株式報酬制度それぞれを区別せずに、両制度により発行又は処分する普通株式の合計数の上限として「株式発行上限数」と定め、また、株式発行上限数は算定式で定めておりましたが、今般、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動株式報酬制度それぞれについて、確定数により上限を定めることとし、以下の内容に変更いたしたく存じます。

なお、以下のe) 及びf) に定める内容は、これまでの割当ての条件から変更はありません。

(割当の条件)

- a) 譲渡制限付株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、40,000株（以下「譲渡制限付株式発行上限数」といいます。）とします。
- b) 業績連動株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、100,000株（以下「業績連動株式発行上限数」といいます。）とします。
- c) ある事業年度における譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の数の合計は、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役（当該引受けの時点において当社の業務執行取締役である者に限ります。）全員が所有する普通株式と合算して、1,420,000株に満たない数（以下「対象者持株上限数」といいます。）とします。
- d) 譲渡制限付株式発行上限数（上記a）、業績連動株式発行上限数（上記b）及び対象者持株上限数（上記c）は、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。
- e) 譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動株式報酬制度それぞれに基づき割り当てられる数については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数を優先して決定するものとします。

- f) 譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動株式報酬制度に基づき割り当てられる当社の普通株式1株当たりの払込金額は、原則として、当該発行又は処分する普通株式に係る募集事項の決定に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

また、業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が上限数を超過した場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給することに変更はありませんが、上記のとおり、それぞれの株式報酬制度により発行又は処分する普通株式の上限数を確定数として定めたことにより、業績連動株式報酬を金銭で支給する場合の基準となっていた上限数の表現につき、「株式発行上限数又は対象者持株上限数」を「業績連動株式発行上限数又は対象者持株上限数」へと変更いたします。

3. 取締役の株式報酬制度の改定を相当とする理由

上記「1. 取締役の報酬制度の改定の主な内容」及び「2. 取締役の株式報酬制度の改定の詳細」のとおり、本議案に基づく取締役の株式報酬制度の内容の変更は、令和元年改正会社法の施行に伴い、当該株式報酬制度により発行又は処分する普通株式の上限数を確定数として定めることをその内容としており、これまでの譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動株式報酬制度の報酬額や仕組みそのものを改定するものではありません。

そして、本議案に基づき改定される株式報酬制度により発行又は処分する普通株式の上限数は、株式報酬制度の目的、当社の業況、各株式報酬制度の支給方針（事業報告32ページ記載の「2. 会社の現況（3）会社役員の場合 ③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されたものであり、当該上限数の改定は相当であると考えております。

なお、新たに定める譲渡制限付株式発行上限数40,000株及び業績連動株式発行上限数100,000株は、発行済株式総数28,998,502株（2021年3月31日現在）のそれぞれ0.14%及び0.34%の合計0.48%であり、対象者持株上限数1,420,000株は、4.90%となります。

4. 改定後の株式報酬制度の概要

本議案に基づく改定後の業績連動株式報酬と譲渡制限付株式報酬の概要は、以下のとおりとなります。

(1) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度において、当社は、業務執行取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のために年額3億円以内の譲渡制限付株式報酬を支給することができるものとします。各業務執行取締役への譲渡制限付株式報酬としての金銭報酬債権の支給額については、株主と業務執行取締役との利害の共有度合いを高め、業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への動機付けを与えるように設計することを、額若しくは数の算定方法の決定に関する方針とし、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間（譲渡制限付株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度に係る定時株主総会の日から当該特定の事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の職務執行の対価として役位別に設定します。

譲渡制限付株式報酬を当社から支給された各業務執行取締役は、当該報酬に係る金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が新たに発行又は処分する普通株式を引き受けるものといたします。各業務執行取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会に一任いたします。

譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役が支給を受けた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として、当社が新たに発行又は処分する当社の普通株式の割当てに応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること、また、業務執行取締役が当該割当てに係る新株発行又は自己株式処分の払込期日の直前時において当社の業務執行取締役の地位にあること、当該割当てに係る新株発行又は自己株式処分が撤回又は差止めその他の事由に基づいて中止されていないことを条件として支給するものとします。

(譲渡制限付株式割当契約の概要)

- a) 当該取締役は、払込期日から10年間（以下、本「譲渡制限付株式割当契約の概要」において「譲渡制限期間」といいます。）、当該割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、本「譲渡制限付株式割当契約の概要」において「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、本「譲渡制限付株式割当契約の概要」において「譲渡制限」といいます。）ものとします。
- b) 当該取締役が譲渡制限付株式報酬の支給対象期間中、継続して、当社の業務執行取締役の地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、当該取締役が死亡により退任した場合には、当該期間が別途調整されることがあります。）をもって譲渡制限を解除できるものとします。なお、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間中に退任（業務執行取締役でなくなった場合も含まれます。）した場合には、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間の開始日から在任期間に応じて調整した数を、将来譲渡制限を解除する本割当株式の数とし、残りの譲渡制限が解除されない本割当株式を、当該退任直後時点をもって、当社は当然に無償で取得するものとします。

- c) 上記 a) の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、又は、当社の支配株主の異動を伴う行為が実行された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の譲渡制限を解除できるものとし、なお、当該譲渡制限付株式報酬の支給対象期間中に、当該組織再編等の承認等がなされた場合には、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間開始日から当該組織再編等の承認の日又は当社の支配株主の異動が生じる日までの期間に応じて調整した数を、譲渡制限を解除する本割当株式の数とし、譲渡制限が解除されない本割当株式を、当社は当然に無償で取得するものとし、

(2) 業績連動株式報酬

業績連動株式報酬制度において、当社は、業務執行取締役に対して、当社が新たに発行又は処分する普通株式取得の払込資金とするために業績連動株式報酬として各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の3.4%以内の金銭を支給することができます。

業績連動株式報酬は、株主と業務執行取締役との利害の共有度合いを高め、業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への動機付けを与えるように設計することを、額若しくは数の算定方法の決定に関する方針とし、支給対象となる事業年度（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）に係る親会社株主に帰属する当期純利益を指標として算出した報酬総額を役位に応じて配分し、当社の普通株式の払込資金として金銭で支給します。

業績連動株式報酬を当社から支給された各業務執行取締役は、当該業績連動株式報酬金額（ただし、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払込みに要する手数料並びに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下、同じです。）を払い込み、当社が新たに発行又は処分する普通株式を引き受けるものとしたします。各業務執行取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会に一任いたします。

なお、業績連動株式報酬は、業務執行取締役が支給を受ける業績連動株式報酬金額を当社が新たに発行又は処分する普通株式の割当てに応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、以下の内容を含む業績連動株式割当契約を締結することを条件として支給するものとし、

ただし、業績連動株式報酬制度においては、法令、司法機関の判断等により、当社が各業務執行取締役に対して普通株式の発行又は処分を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみとします。業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が、業績連動株式発行上限数又は対象者持株上限数を超える場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給します。

また、業務執行取締役から業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみとします。

(業績連動株式割当契約の概要)

- a) 当該取締役は、払込期日から3年間（以下、本「業績連動株式割当契約の概要」において「譲渡制限期間」といいます。）、当該割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、本「業績連動株式割当契約の概要」において「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、本「業績連動株式割当契約の概要」において「譲渡制限」といいます。）ものとします。
- b) 上記 a) の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合又は当社の支配株主の異動を伴う行為を実行された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の譲渡制限を解除できるものとします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 当期の経営成績の概況

当連結会計年度の売上高は80,991百万円（前期比14.7%増）、営業利益は13,943百万円（前期比52.6%増）、経常利益は13,819百万円（前期比55.3%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は9,529百万円（前期比154.1%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

当社グループは、事業子会社を基礎としたセグメントから構成されており、「電子機器用部材事業」、「医療・医薬品事業」の2つを報告セグメントとしています。

電子機器用部材事業

リジッド基板用部材は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって自動車販売台数が低迷した影響を受けたものの、第3四半期以降、車載関連部材の需要が中国市場を中心に回復し、販売は順調に推移しました。また、民生用関連部材及びサーバーやスマートフォン関連部材の販売も好調に推移したことにより、販売数量は前年同期を上回りました。

半導体パッケージ基板用部材は、第5世代移动通信システム（5G）の実用化や世界的なリモートワーク等の新しい働き方が拡大したことによるサーバーやデータセンター及びPC・タブレット端末の需要の高まりを背景とした半導体市場の成長により、販売数量は前年同期を上回りました。

その結果、売上高は53,096百万円（前期比8.6%増）、セグメント利益は11,208百万円（前期比20.3%増）となりました。

医療・医薬品事業

太陽ファルマ株式会社を取り扱う長期収載品14製品については、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で受診行動の変化や医療機関のアクセス制限による患者数の減少がみられ、一部の製品で売上が減少したものの、全体としては概ね想定どおりに推移しました。また、2019年10月に第一三共株式会社より譲り受けた、医薬品受託製造事業を行う太陽ファルマテック株式会社の製造受託売上は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により一部の製品で想定よりも受託数量が減少したものの、全体としては概ね想定どおりに推移しました。

その結果、売上高は24,553百万円（前期比34.8%増）、セグメント利益は3,837百万円（前期比200.5%増）となりました。

(注) 当連結会計年度より、報告セグメントごとの業績を適切に反映させるため、全社費用の配分方法を見直し、報告セグメントの利益又は損失の算定方法の変更を行っています。セグメントごとの経営成績における前期比較については、前期数値を変更後の算定方法により組み替えて比較しています。

② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の有形固定資産並びにソフトウェアへの設備投資額は、71億41百万円でした。その主なものとして、太陽ファルマテック株式会社において21億13百万円、TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.において13億44百万円、太陽インキ製造株式会社において6億68百万円実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な固定資産の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と限度額210億円の当座借越契約を締結しています。

また、当事業年度におきましては、成長に向けた投資と経済停滞の長期化に備えた手元資金の確保として、金融機関より276億円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業譲受の状況

医療・医薬品事業の展開を目的に当社が設立した子会社の太陽ファルマ株式会社にて、アストラゼネカPLCとの、長期収載品4製品の製造販売承認及び製造販売権等の譲り受けに関する合意に基づき、資産譲受を完了しました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第72期 2018年3月期 | 第73期 2019年3月期 | 第74期 2020年3月期 | 第75期 (当連結会計年度) 2021年3月期 |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 52,241 | 59,389 | 70,627 | 80,991 |
| 営業利益 (百万円) | 11,337 | 8,099 | 9,136 | 13,943 |
| 経常利益 (百万円) | 11,199 | 8,014 | 8,898 | 13,819 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 4,856 | 4,396 | 3,749 | 9,529 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 168.55 | 152.71 | 131.99 | 334.97 |
| 総資産 (百万円) | 111,490 | 105,666 | 142,192 | 179,001 |
| 純資産 (百万円) | 73,023 | 70,520 | 69,523 | 76,497 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 2,520.68 | 2,475.36 | 2,434.23 | 2,696.84 |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第72期 2018年3月期 | 第73期 2019年3月期 | 第74期 2020年3月期 | 第75期 (当事業年度) 2021年3月期 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 営業収益 (百万円) | 8,108 | 12,403 | 12,899 | 7,830 |
| 営業利益 (百万円) | 4,835 | 8,356 | 8,283 | 2,523 |
| 経常利益 (百万円) | 4,832 | 8,318 | 8,261 | 2,510 |
| 当期純利益 (百万円) | 262 | 6,771 | 4,935 | 4,116 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 9.12 | 235.20 | 173.70 | 144.69 |
| 総資産 (百万円) | 77,258 | 73,080 | 110,546 | 134,874 |
| 純資産 (百万円) | 51,938 | 52,115 | 53,545 | 52,853 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,801.83 | 1,838.13 | 1,882.97 | 1,872.07 |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|--------------|----------|------------------------|
| 太 陽 イ ン キ 製 造 株 式 会 社 | 450百万円 | 100.0% | PWB用SR※等の製造販売 |
| 太 陽 油 墨 (蘇 州) 有 限 公 司 | 20百万米ドル | 100.0% | PWB用SR等の製造販売 |
| 台 湾 太 陽 油 墨 股 份 有 限 公 司 | 310百万台湾ドル | 100.0% | PWB用SR等の製造販売 |
| 永 勝 泰 科 技 股 份 有 限 公 司 | 313百万台湾ドル | 100.0% | PWB用SR等の製造販売 |
| 永 勝 泰 油 墨 (深 圳) 有 限 公 司 | 56百万人民元 | (100.0%) | PWB用SR等の製造販売 |
| 韓 国 タ イ ヨ ウ イ ン キ 株 式 会 社 | 2,698百万韓国ウォン | 90.4% | PWB用SR等の製造販売 |
| T A I Y O A M E R I C A , I N C . | 2百万米ドル | 100.0% | PWB用SR等の製造販売 |
| TAIYO INK INTERNATIONAL (HK) LIMITED | 10百万香港ドル | 100.0% | PWB用SR等の販売 |
| 太 陽 油 墨 貿 易 (深 圳) 有 限 公 司 | 800千米ドル | 100.0% | PWB用SR等の販売 |
| TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD | 2百万シンガポールドル | 100.0% | PWB用SR等の販売 |
| 太 陽 イ ン キ プ ロ ダ ク ツ 株 式 会 社 | 100百万韓国ウォン | (100.0%) | PWB用SR等の販売 |
| TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD. | 11百万タイバーツ | 100.0% | PWB用SR等の販売 |
| 太 陽 フ ァ ル マ 株 式 会 社 | 450百万円 | 100.0% | 医薬品・医薬部外品の 開発・製造販売 |
| 太 陽 フ ァ ル マ テ ッ ク 株 式 会 社 | 300百万円 | 100.0% | 医薬品・医薬部外品の 製造受託 |
| 太 陽 フ ァ イ ン ケ ミ カ ル 株 式 会 社 | 49百万円 | 100.0% | 染料、顔料、薬品及び インクの製造販売 |
| 太 陽 グ リ ー ン エ ネ ジ ー 株 式 会 社 | 10百万円 | 100.0% | 自然エネルギーによる 発電事業等 |
| 株 式 会 社 フ ァ ン リ ー ド | 80百万円 | 100.0% | システムエンジニアリ ングサービス |

※PWB用SR…プリント配線板用ソルダーレジスト

- (注) 1. 太陽インキプロダクツ株式会社に対する当社の議決権比率は、太陽インキ製造株式会社を通じての間接所有分です。
2. 永勝泰油墨（深圳）有限公司に対する当社の議決権比率は、永勝泰科技股份有限公司を通じての間接所有分です。
3. 2020年4月1日に株式会社マイクロネットワークテクノロジーズは、株式会社ファンリードに商号変更いたしました。
4. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
- ③ その他の重要な企業結合の状況
- DIC株式会社は、当社の議決権を19.82%所有しており、当社はDIC株式会社の持分法適用の関連会社です。

(4) 対処すべき課題

経営環境

当期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における世界経済は、2018年度後半から続く米中貿易摩擦や2020年1月頃から拡大した新型コロナウイルス感染症など、経済政策に関する不透明感が高まる状況が継続したことにより停滞し、依然として厳しい事業環境が続いております。

① 電子機器用部材業界

電子機器用部材業界は、エレクトロニクス産業全体の動向の影響を強く受けます。エレクトロニクス産業においては、IoT・AI等の社会への浸透に伴い、データ収集・集積・分析へのニーズが高まっており、それに応えるべく電子機器・部材の技術革新や積極的な研究開発・設備投資が期待されています。特に、第5世代移動通信システム(5G)の普及やオンライン化・リモート化の進展が、半導体をはじめとする関連需要の拡大につながっています。

② 医療・医薬品業界

医療・医薬品業界は医療保険財政への影響から薬価制度の見直しが継続的に進められる中、製薬産業の構造変化や、医療ニーズの多様化が進んでいます。特に、医薬品業界においては、技術革新や産官学連携による革新的医薬品の創出が期待される一方で、医療保険財政が悪化する中、先発医薬品の価格抑制や後発医薬品の使用促進などの医療費抑制政策が図られ、さらなる医療制度改革の議論が続けられています。

経営戦略

このような状況の中、当社は、当社グループが持つ「化学」というキーワードを軸に、総合化学企業へ躍進するためグループ全体で各種施策に取り組んでおり、特に以下の施策に重点的に取り組んでいます。

<グループ共通>

① 人材採用及び育成

企業として成長していくには、それを支えていく人材の育成が重要な課題と考えています。自ら目標を立て、目標の実現に向け高い志を持つ自律型人材の育成に努めます。教育・人事ローテーションといった、従業員が成長し挑戦できる機会を創出していきます。

② グローバル及び多業種にわたる事業展開

当社グループがさらに成長するために、急速な事業環境の変化をとらえつつ、グローバルな競争力を強化していきます。また、当社の保有する経営資源の活用だけではなく、積極的に他社との業務提携や資本提携、M&Aなどを通じ、企業価値の向上を目指してまいります。

③ 社会的課題への取り組み

当社グループは、法令遵守、環境保護、品質管理の徹底、社会貢献を含め企業の社会的責任を全うします。持続的な企業価値の向上に取り組むため様々な施策を展開しています。

環境に対する取り組みとして、自然環境にやさしい「再生可能エネルギー」の普及促進や、将来的な食糧危機を見据え、葉菜や果実の栽培、昆虫養殖などを行っています。

また、社会に対する取り組みとして、地域のイベントやボランティア活動への参加、社員食堂での地元食材の使用など、地域社会に根差した活動を行っています。

コーポレートガバナンスに対する取り組みとして、内部統制システムの強化や、社外取締役比率の増加など、経営の透明性と健全性を高め、経営環境の変化に迅速に対応できる業務執行とその監督の体制を整えています。

当社グループのステークホルダーから信頼され、共感される企業であり続けるために、これからも事業を通じて社会的責任を果たしていきます。

<電子機器用部材事業>

当社グループの電子機器用部材事業は、主力製品であるソルダーレジスト (SR) の市場において世界トップクラスのシェアを有し、また、海外での売上比率が8割を超えています。このような状況において、当社グループの電子機器用部材事業は、既存SR事業の強化(既存顧客×既存技術)、継続的な新製品の上市を迅速化(既存顧客×新規技術)、用途開発の推進(新規顧客×既存技術)の3つの施策を主としてSR市場のシェア拡大、その他の電子機器用部材についてはSRに続く利益の柱となるような事業を迅速に立ち上げていくことで、企業グループとして永続的に成長していくことができると考えています。

また、電子機器用部材事業においては特に以下の施策について重点的に取り組んでいます。

① 研究開発体制の整備

当社グループが継続的に事業を生み出すためには、研究開発体制を整備することが重要な課題であると認識しています。時間軸を基準に研究と開発の役割分担を整理し、製品化にとらわれない中長期的な研究に特化した研究チームを編成することで、基礎研究力の向上を図るとともに、実用化に向けた新技術の開発や既存技術の応用を行う開発部門を設置し、基礎研究の成果を新製品の開発に結び付ける力を高めていきます。

また、研究開発のための積極的な設備投資を行い、国内外の優秀な研究者・技術者の採用と育成にも注力していきます。

② 新製品の迅速な事業化

当社グループでは、新製品の開発は事業化により利益を獲得すること、すなわち、事業開発と同義であると考えています。つきましては、製品化の目処が立ったところで、営業部門・製造部門・開発部門から選抜した専属チームを立ち上げ、一定の責任と権限を付与して新製品の事業化に専念できる環境を構築することにより、製品化から事業化までの障壁を乗り越える力を高めていきます。

③ 為替リスク対策

当社グループ製品の販売価格は外貨建となっていることが多く、為替レートの変動が業績の変動につながりやすいため、為替リスク対策が重要な課題であると認識しています。そこで、「地産地販」（「現地（各市場）で販売する製品は現地で生産する」という方針）を推し進めるとともに、原材料の現地調達比率を高めることにより、収入と支出の取引通貨の一致を図っていきます。

また、これらの施策は同時に顧客ニーズにあった製品の迅速な開発やオーダーリードタイムの短縮といった顧客対応力の強化や、原材料価格の低減、さらには原材料調達先の複数化による事業継続リスクの低減にも資するものとなります。

<医療・医薬品事業>

当社グループの医療・医薬品事業は、国内において急速に進展する少子高齢化等により医療保険財政が悪化する中、先発医薬品の価格抑制や後発医薬品の使用促進などの医療費抑制政策が図られ、さらなる医療制度改革の議論が続けられるなど、予見可能性が低下している環境にあります。

このような状況において、当社グループは環境要因に影響されにくい事業形態を模索するとともに、将来を通じて既存製品を安定的に供給するために必要な体制の構築、また医療機関・患者様のニーズに合致した新しい医薬品の提供を目指します。

① 医療用医薬品受託製造事業の展開

第一三共プロファーマ株式会社の高槻工場を会社分割により承継した太陽ファルマテック株式会社を中心に、医薬品製造受託事業を継続的に展開しています。従来どおり既存のお客様に対する安定供給だけでなく、国内外の受託先との共同開発や提携及び新規の受託案件の獲得も進めております。これにより医療・医薬品事業の幅を広げ、より強固な体制を構築してまいります。

② 医療用医薬品製造販売事業の安定的な継続

太陽ファルマ株式会社は、2020年4月に資産譲受を完了した長期収載品をラインナップに加え、医療用医薬品を確実かつ安定的に医療現場へ提供し続けています。今後も積極的に長期収載品の取得を進めるとともに、新しい医薬品の提供を実現できるよう取り組んでまいります。

③ 医薬品の副作用等リスクへの対策

医薬品の製造販売には、製品回収や販売中止、健康被害に関する賠償責任等に関するリスクが伴います。薬機法※及び関連する規制の遵守を徹底するとともに、必要な賠償責任保険に加入することにより、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限に留めるべく対応していきます。

※薬機法…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、プリント配線板用部材を始めとする電子機器用化学品部材の開発・製造販売及び仕入販売に関する事業、医薬品・医薬部外品の開発・製造販売・製造受託に関する事業を行っています。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

| | | | |
|--|-------|--------|------------|
| 太陽ホールディングス株式会社 | 当 社 | 本 社 | 東京都 豊島区 |
| | | 嵐山事業所 | 埼玉県 比企郡嵐山町 |
| 太陽インキ製造株式会社 | 連結子会社 | 本社・工場 | 埼玉県 比企郡嵐山町 |
| | | 北九州事業所 | 福岡県 北九州市 |
| 太陽油墨(蘇州)有限公司 | 連結子会社 | 本社・工場 | 中華人民共和国 |
| 台湾太陽油墨股份有限公司 | 連結子会社 | 本社・工場 | 台湾 |
| 永勝泰科技股份有限公司 | 連結子会社 | 本社・工場 | 台湾 |
| 永勝泰油墨(深圳)有限公司 | 連結子会社 | 本社・工場 | 中華人民共和国 |
| 韓国タイヨウインキ株式会社 | 連結子会社 | 本社・工場 | 大韓民国 |
| TAIYO AMERICA, INC. | 連結子会社 | 本社・工場 | アメリカ合衆国 |
| TAIYO INK INTERNATIONAL(HK)LIMITED | 連結子会社 | 本 社 | 中華人民共和国 |
| 太陽油墨貿易(深圳)有限公司 | 連結子会社 | 本 社 | 中華人民共和国 |
| TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE)PTE LTD | 連結子会社 | 本 社 | シンガポール共和国 |
| 太陽インキプロダクツ株式会社 | 連結子会社 | 本 社 | 大韓民国 |
| TAIYO TRADING (THAILAND) CO.,LTD. | 連結子会社 | 本 社 | タイ王国 |
| 太陽ファルマ株式会社 | 連結子会社 | 本 社 | 東京都 千代田区 |
| 太陽ファルマテック株式会社 | 連結子会社 | 本社・工場 | 大阪府 高槻市 |
| 太陽ファインケミカル株式会社 | 連結子会社 | 本社・工場 | 福島県 二本松市 |
| 太陽グリーンエナジー株式会社 | 連結子会社 | 本 社 | 埼玉県 比企郡嵐山町 |
| 株式会社ファンリード | 連結子会社 | 本 社 | 東京都 豊島区 |

(注) 2020年4月1日に株式会社マイクロネットワークテクノロジーズは、株式会社ファンリードに商号変更し、本社を東京都豊島区に移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 従業員数 | | | 臨時雇用員数 | | |
|-----------|---------|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| | 当連結会計年度 | 前連結会計年度 | 増減 (△は減) | 当連結会計年度 | 前連結会計年度 | 増減 (△は減) |
| 電子機器用部材事業 | 1,108名 | 1,058名 | 50名 | 66名 | 50名 | 16名 |
| 医療・医薬品事業 | 397名 | 388名 | 9名 | 50名 | 4名 | 46名 |
| その他 | 562名 | 542名 | 20名 | 54名 | 57名 | △3名 |
| 合計 | 2,067名 | 1,988名 | 79名 | 170名 | 111名 | 59名 |

(注) 1. 臨時雇用員数は、パートタイム、派遣社員の人数を記載しています。
2. その他の従業員数は、管理部門、研究開発部門、システム関連等を含みます。

② 当社の使用人の状況

| 従業員数 | | | 臨時雇用員数 | | |
|-------|-------|-------------|--------|-------|-------------|
| 当事業年度 | 前事業年度 | 増減 (△は減) | 当事業年度 | 前事業年度 | 増減 (△は減) |
| 133名 | 112名 | 21名 | 6名 | 9名 | △3名 |

| 従業員 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-----|------|--------|
| | | 40.25歳 |

(注) 上記従業員数には当社から社外への出向社員を除き、社外から当社への出向社員を含んでいます。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-------------|---------|
| 株式会社三井住友銀行 | 30百万米ドル |
| 株式会社三井住友銀行 | 216億円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 175億円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 128億円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

| | | |
|---------------|-----------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 50,000,000株 |
| | 第1回A種種類株式 | 100,000株 |
| | 第2回A種種類株式 | 100,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 28,998,502株 |
| | 第1回A種種類株式 | -株 |
| | 第2回A種種類株式 | -株 |
| ③ 株主数 | 普通株式 | 5,316名 |
| | 第1回A種種類株式 | -名 |
| | 第2回A種種類株式 | -名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|---------|---------|
| D I C 株 式 会 社 | 5,617千株 | 19.80% |
| 株 式 会 社 光 和 | 3,636千株 | 12.82% |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口) | 2,041千株 | 7.20% |
| MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND | 1,817千株 | 6.41% |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) | 1,679千株 | 5.92% |
| 株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行 (株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 退 職 給 付 信 託 口) | 1,116千株 | 3.93% |
| 四 国 化 成 工 業 株 式 会 社 | 745千株 | 2.63% |
| 東 新 油 脂 株 式 会 社 | 538千株 | 1.90% |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 (常 任 代 理 人 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行) | 422千株 | 1.49% |
| 川 原 敬 人 | 402千株 | 1.42% |

(注) 持株比率は自己株式(631,889株)を控除して計算しています。なお、自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式(133,830株)を含んでおりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

| | 株式の種類及び数(株) | 人数(名) |
|-----------------|-------------|-------|
| 取締役(業務執行取締役に限る) | 普通株式 28,855 | 5 |

- (注) 1. 当社の株式報酬制度(業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬)の内容については、「(3) 会社役員
の状況 ③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 イ.取締役の個人別の報酬等の内容について
の決定方針に関する事項」(32ページ)に記載しております。
2. 上記は退任した会社役員に対して交付された株式数及び当該退任した会社役員の人数(2名)も含め
て記載しております。
3. 上記のうち16,755株は譲渡制限付株式報酬制度による、12,100株は業績連動株式報酬制度による当
社普通株式の交付数であります。

⑥ その他の株式に関する重要な事項

イ. 第1回A種種類株式と当社普通株式との交換並びに第1回A種種類株式の消却

当社は、当社定款第12条の2の規定に基づき第1回A種種類株式における最初の発行日
の3年後の応当日である2018年6月26日をもって第1回A種種類株式の全部を取得し、
当該取得と引き換えに、第1回A種種類株式を有する株主に対して、第1回A種種類株式
1株につき当社普通株式1株を交付し、当該取得と同時に第1回A種種類株式の全部を消
却しています。

ロ. 第2回A種種類株式と当社普通株式との交換並びに第2回A種種類株式の消却

当社は、当社定款第12条の2の規定に基づき第2回A種種類株式における最初の発行日
の3年後の応当日である2019年6月27日をもって第2回A種種類株式の全部を取得し、
当該取得と引き換えに、第2回A種種類株式を有する株主に対して、第2回A種種類株式
1株につき当社普通株式1株を交付し、当該取得と同時に第2回A種種類株式の全部を消
却しています。

ハ. 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法による新株式の発行

当社は、2020年7月1日付の取締役会決議により、特定譲渡制限付株式を割り当てる
方法によって2020年7月16日を払込期日として当社普通株式を発行することを決議し
ました。この結果、発行済株式の総数は16,755株増加しました。

ニ. 第三者割当の方法による新株式の発行

当社は、2020年7月1日付の取締役会決議により、業績連動株式報酬制度に基づき第
三者割当の方法によって2020年7月16日を払込期日として当社普通株式を発行するこ
とを決議しました。この結果、発行済株式の総数は12,100株増加しました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------|-----------|--|
| 代表取締役社長 | 佐 藤 英 志 | グループ最高経営責任者(CEO)兼当役員 スグマネジメクト担当役員 太陽インキ製造株式会社取締役 太陽ファルマ株式会社代表取締役 太陽油墨(蘇州)有限公司董事長 永勝泰科技股份有限公司董事 太陽ファルマテック株式会社代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 竹 原 栄 治 | 専 務 執 行 役 員 コンプライアンス・オフィサー 研究本部担当 太陽グリーンエナジー株式会社取締役 |
| 取 締 役 | 齋 藤 齊 | 専 務 執 行 役 員 ディスプレイ事業準備室担当役員 台湾太陽インキ製造株式会社取締役 韓国タイヨウインキ株式会社代表理事 TAIYO AMERICA, INC. Director TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Director 永勝泰科技股份有限公司董事 永勝泰油墨(深圳)有限公司董事 太陽インキプロダクツ株式会社代表理事 TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD. Director TAIYO INK VIETNAM CO., LTD. Chairman |
| 取 締 役 | 玉 木 淑 文 | DIC株式会社代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 |
| 取 締 役 | 樋 爪 昌 之 | 税 理 士 法 人 ひ づ め 会 計 代 表 社 員 |
| 取 締 役 | 土 屋 恵 子 | アデコ株式会社取締役 日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役 一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ理事 |
| 取 締 役 | 青 山 朝 子 | 日本電気株式会社グローバルファイナンス本部長 企業会計審議会臨時委員 |
| 取 締 役 | 鎌 田 由 美 子 | 株式会社ONE・GLOBAL代表取締役 株式会社みちのく銀行社外取締役 株式会社ルミネ非常勤取締役 |

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|---------|------------------|
| 常勤監査役 | 堺 昭 人 | |
| 常勤監査役 | 杉 浦 秀 徳 | 太陽ファルマテック株式会社監査役 |
| 監査役 | 大 木 勝 | |

- (注) 1. 取締役樋爪昌之氏、取締役土屋恵子氏、取締役青山朝子氏及び取締役鎌田由美子氏の4名は、社外取締役です。なお、当社は同4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 常勤監査役堺昭人氏及び常勤監査役杉浦秀徳氏は、社外監査役です。なお、当社は同2名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 常勤監査役堺昭人氏は、これまで培ってきたビジネス経験から、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役杉浦秀徳氏は、証券・金融業界における業務経験を有するほか、金融の専門家として大学の教授・講師を経験しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役大木勝氏は、当社の経理財務部長を経験しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。

| 氏名 | 異 動 前 | 異 動 後 | 異動年月日 |
|------|--------------------------------------|--|---------------|
| 竹原栄治 | 台湾太陽油墨股份有限公司董事長 | — | 2020年 5月14日 |
| | 永勝泰油墨(深圳)有限公司董事 | — | 2020年 6月16日 |
| | 太陽グリーンエナジー株式会社担当 | — | 2020年 6月20日 |
| | 永勝泰科技股份有限公司董事 | — | 2020年 12月25日 |
| 齋藤 斉 | 韓国タイヨウインキ株式会社代表理事社長兼CEO | 韓国タイヨウインキ株式会社代表理事社長兼CEO | 2020年 4月 1日 |
| | 太陽インキプロダクツ株式会社代表理事社長兼CEO | 太陽インキプロダクツ株式会社代表理事社長兼CEO | 2020年 4月 1日 |
| | — | TAIYO ADVANCED MATERIALS CO., LTD.理事 | 2020年 5月 14日 |
| | — | TAIYO AMERICA, INC. Director | 2020年 5月 27日 |
| | — | 台湾太陽油墨股份有限公司董事長 | 2020年 6月 10日 |
| | — | 永勝泰油墨(深圳)有限公司董事 | 2020年 6月 16日 |
| | — | TAIYO INK VIETNAM CO., LTD. Chairman | 2020年 6月 29日 |
| | TAIYO ADVANCED MATERIALS CO., LTD.理事 | ディスプレイ事業準備室担当 | 2020年 11月 6日 |
| — | — | — | 2020年 11月 30日 |
| | TAIYO AMERICA, INC. 担当 | 永勝泰科技股份有限公司董事 | 2020年 12月 25日 |
| — | — | — | 2021年 3月 22日 |
| | — | — | — |
| 玉木淑文 | D I C 株 式 会 社 取 締 役 | D I C 株 式 会 社 代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 社 長 補 佐 | 2021年 1月 1日 |
| 樋爪昌之 | 樋爪昌之公認会計士事務所所長 | 税理士法人ひづめ会計代表社員 | 2020年 4月 1日 |
| 土屋恵子 | — | 日本軽金属ホールディングス株式会社 社 外 取 締 役 | 2020年 6月 24日 |
| 青山朝子 | — | 企業会計審議会臨時委員 | 2021年 2月 20日 |

7. 2021年4月1日以降における取締役及び監査役の「担当及び重要な兼職の状況」の異動は次のとおりです。

| 氏名 | 異動前 | 異動後 | 異動年月日 |
|------|---------------|------------------|-----------|
| 齋藤 齊 | ディスプレイ事業準備室担当 | ディスプレイ事業プロジェクト担当 | 2021年4月1日 |

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び「1. 企業集団の現況 (6) 主要な営業所及び工場」に記載の日本国内に本社の存する当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び費用を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

9. 当社と各取締役及び各監査役の間には補償契約の締結はありませんが、注8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等に記載のとおり、役員等賠償責任保険契約の補償範囲に会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号規定の損失が含まれており、当該保険料は全額当社が負担しております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|--------|------------|------|---|
| 森田 孝行 | 2020年6月20日 | 任期満了 | 取締役 専務執行役員 太陽油墨（蘇州）有限公司董事長總經理 T A I Y O I N K INTERNATIONAL (HK) LIMITED Managing Director 太陽油墨貿易（深圳）有限公司董事 永勝泰科技股份有限公司董事長 永勝泰油墨（深圳）有限公司董事長 |
| 三輪 崇夫 | 2020年6月20日 | 任期満了 | 取締役 専務執行役員 グループ人事担当 ウィンゴーテクノロジー株式会社取締役 |
| 山田 仁一郎 | 2020年6月20日 | 任期満了 | 社外取締役 大阪市立大学大学院経営学研究科教授 |
| 青山 朝子 | 2020年6月20日 | 辞任 | 社外監査役 日本電気株式会社グローバルファイナンス本部長 |

(注) 青山朝子氏は、2020年6月20日開催の第74回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、報酬諮問委員会の答申を受け、2021年2月5日開催の取締役会において次のとおり決定しております。

取締役報酬制度は、業務執行取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役をいいます。以下同じです。）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業務執行取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

取締役に対する確定金額報酬の額並びに業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬の支給額又はその算定方法、支給時期、配分等については、取締役会において、株主総会でご承認いただいた範囲内で決定します。短期、中期、長期のインセンティブプランを設定することで、業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への動機付けを与えるとともに、優秀なトップマネジメント人材の獲得とリテンションを図り、株式報酬制度によって業務執行取締役に株式を交付することで、株価が下落した場合には業務執行取締役の財産が実際に毀損し不利益を被ることとなるため、ストックオプションでは実現できない、株主としての意識の醸成を図ることができます。

当社の役員に対する報酬の種類及び決定方針、算定方法は次のとおりとなります。

| 項目 | 確定金額報酬 | 業績連動金銭報酬 | 業績連動株式報酬 | 譲渡制限付株式報酬 |
|-------------|--|---|--|--|
| 目的 | － | 短期インセンティブ | 中期インセンティブ | 長期インセンティブ |
| 報酬の種類 | 金銭 | 金銭 | 株式 | 株式 |
| 対象 | 業務執行取締役（注1） 非業務執行取締役 監査役 | 業務執行取締役（注1） | 業務執行取締役（注1） | 業務執行取締役（注1） |
| 報酬の概要 | 固定の月額報酬を金銭で支給 | 各事業年度に係る親会社株主に帰属する当期純利益を指標として算出した報酬総額を役位に応じて配分し、金銭で支給 | 支給対象となる事業年度に係る親会社株主に帰属する当期純利益を指標として算出した報酬総額を役位に応じて配分し、当社の普通株式の払込資金として金銭で支給 | 支給対象期間の職務執行の対価として役位別に設定し、現物出資財産として、当社普通株式の割当てに応じて払い込むことに同意等することを前提に金銭報酬債権で支給 |
| 株主総会の決議の年月日 | （取締役） 2010年6月29日 第64回定時株主総会 （監査役） 2011年6月28日 第65回定時株主総会 | 2014年6月20日 第68回定時株主総会 | 2017年6月21日 第71回定時株主総会 | 2017年6月21日 第71回定時株主総会 |

| 項目 | 確定金額報酬 | 業績連動金銭報酬 | 業績連動株式報酬 | 譲渡制限付株式報酬 |
|-----------------------------------|---|---|--|--|
| 株主総会の決議の内容 | (取締役) 全ての取締役に對する確定金額報酬を総額3億円以内とすること (監査役) 月額500万円以内とすること | 業務執行取締役に對する業績連動金銭報酬を各事業年度における連結当期純利益(注2)の1.6%以内の金銭とすること | 業務執行取締役に對する業績連動株式報酬を各事業年度における親会社株主に歸属する当期純利益の3.4%以内の金銭(当社が新たに発行又は処分する普通株式取得の払込資金とすることを前提とする。)とすること | 譲渡制限付株式報酬(譲渡制限付株式の付与のための金銭債権)を年額3億円以内とすること |
| 役員の員数 (株主総会終結時) | (取締役)6名 (監査役)4名 (うち社外監査役3名) | 5名 | 5名 | 5名 |
| 業績連動報酬等・非金銭報酬等以外の報酬等の額又は算定方法の決定方針 | (取締役) 各取締役への支給額については、役位別に月額報酬を設定 (監査役) 監査役の協議により決定 | — | — | — |
| 業績連動報酬等の業績指標の内容及び額若しくは数の算定方法の決定方針 | — | (注3) | (注4) | — |
| 非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又は算定方法の決定方針 | — | — | (注4) | (注5) |

| 項目 | 確定金額報酬 | 業績連動金銭報酬 | 業績連動株式報酬 | 譲渡制限付株式報酬 |
|-------------------------------|--|--|---------------------------|------------------------------------|
| 指標に「親会社株主に帰属する当期純利益」を選択した理由 | - | 当社の取引先、従業員、金融機関、国、地方自治体等の利害関係者への分配を行った後の、株主の皆様へに帰属する成果の一部を業務執行取締役へに分配する形となるため、価値共有を進めるとい目的達成の観点からすれば、合理的な指標であると考えております。業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬ともに、親会社株主に帰属する当期純利益に連動して額が増減し、親会社株主に帰属する当期純利益がゼロ以下（赤字）の場合には支給されないため、親会社株主に帰属する当期純利益が低い水準（赤字を含みます）になると、業務執行取締役の報酬も低い水準となります。 | - | - |
| 各報酬等の種類別の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針 | <p>固定的に支給され、価値が変動しない確定金額報酬は相対的に低い水準におさえ、業績や株価に連動した報酬の比率を高めること、特に長期的には業績に連動してその価値（株価）が変動することとなる株式による報酬が過半数を占めるように設計することを、支給割合の決定に関する方針としています。</p> <p>また、株式による報酬について、譲渡制限付株式報酬は長期的なインセンティブとして安定的に支給することとし役位別の固定額を基礎とした株式数を付与し、業績連動株式報酬は業績により0（ゼロ）となることもあります。業績の成長に伴い譲渡制限付株式報酬で付与される株式数と比して多く付与される設計とし、役位が上がるにつれ、株式による報酬の比率が高くなることを支給割合の決定に関する方針としています。</p> | | | |
| 報酬等を与える時期又は条件の決定方針 | 毎月支給 | 各事業年度の定時株主総会后1ヶ月以内に支給します。 | 各事業年度の定時株主総会后1ヶ月以内に支給します。 | 支給対象期間となる前事業年度の定時株主総会后2ヶ月以内に支給します。 |
| 個人別報酬等の内容の決定方法 | <p>取締役会は、報酬諮問委員会より受けた報酬方針に関する答申内容を尊重し、株主総会でご承認いただいた範囲内かつ当該答申内容の範囲内で、取締役の報酬額を決議しております。取締役会は、業績に連動して報酬額が確定することとなる業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬の報酬額の具体的な算定方法については、報酬諮問委員会から受けた提案内容を踏まえ、決議しております。</p> | | | |

- (注) 1. 業務執行取締役とは、法人税法第34条第1項第3号の「業務執行役員」に該当する取締役をいいます。
2. 2013年9月に行われた会計基準の改正により、従来、連結損益計算書において「当期純利益」と表示していた金額を、第70期事業年度以降においては「親会社株主に帰属する当期純利益」と表示することとなりました。そのため、業績連動金銭報酬は、「親会社株主に帰属する当期純利益」を指標として支給されておりますが、従前からの指標を変更するものではありません。

3. 業績連動金銭報酬

業績連動金銭報酬は、株主と業務執行取締役との利害の共有度合いを高め、業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への動機付けを与えるように設計することを、額若しくは数の算定方法の決定に関する方針とし、各事業年度（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）に係る親会社株主に帰属する当期純利益を指標として算出した報酬総額を役位に応じて配分し、金銭で支給します。

イ) 算定式

業績連動金銭報酬総額＝親会社株主に帰属する当期純利益×1.6%

- ・取締役会で決定する確定額を上限とします
- ・親会社株主に帰属する当期純利益がゼロ以下の場合には業績連動金銭報酬を支給いたしません
- ・親会社株主に帰属する当期純利益の百万円未満は、切り捨てとします

ロ) 対象となる役員

業績連動金銭報酬の対象となる役員は、業務執行取締役に限られるものとし、業務執行取締役以外の取締役及び監査役は業績連動金銭報酬の対象となりません。

ハ) 各人への配分

各業務執行取締役への支給額は、業績連動金銭報酬総額に役位に応じたポイントを乗じ、全業務執行取締役のポイントの合計数で除した金額とします。各役位のパポイントは、毎期、役位別の人員数、職責を勘案し、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定いたします。業務執行取締役が、業績連動金銭報酬の支給対象期間（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（業務執行取締役ではなくなった場合を含みます。以下同じです。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じたポイントを調整したうえで支給します。

4. 業績連動株式報酬

イ) 概要

業績連動株式報酬は、株主と業務執行取締役との利害の共有度合いを高め、業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への動機付けを与えるように設計することを、額若しくは数の算定方法の決定に関する方針とし、支給対象となる事業年度（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）に係る親会社株主に帰属する当期純利益を指標として算出した報酬総額を役位に応じて配分し、当社の普通株式の払込資金として金銭で支給します。当社は、業績連動株式報酬の支給を受けた各業務執行取締役に対して、新株発行又は自己株式の処分の方法により、当社の普通株式を割り当てることとし、各業務執行取締役は、支給を受けた業績連動株式報酬金額（ただし、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払い込みに要する手数料並びに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下、同じです。）を払い込むこととします。

なお処分、業績連動株式報酬は、業務執行取締役が支給を受ける業績連動株式報酬金額を当社が新たに発行又はする普通株式の割当てに応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、以下の内容を含む業績連動株式割当契約を締結することを条件として支給するものとします。

ただし、業績連動株式報酬においては、法令、司法機関の判断等により、当社が各業務執行取締役に対して普通株式の発行又は処分を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのものとします。

業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が、株式発行上限数^(*)又は対象者持株上限数^(*)を超える場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給します。また、業務執行取締役から業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、業績連動株式報酬として金銭を支給するのものとします。

(*)については、後述の「(割当の条件)」(38ページ)をご参照ください。

(業績連動株式割当契約の概要)

- a) 当該取締役は、払込期日から3年間（以下、本「業績連動株式割当契約の概要」において「譲渡制限期間」といいます。）、当該割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、本「業績連動株式割当契約の概要」において「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、本「業績連動株式割当契約の概要」において「譲渡制限」といいます。）ものとします。
- b) 上記 a) の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合又は当社の支配株主の異動を伴う行為を実行された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の譲渡制限を解除できるものとします。

ロ) 算定式

業績連動株式報酬総額＝親会社株主に帰属する当期純利益×3.4%

- ・取締役会で決定する確定額を上限とします
- ・親会社株主に帰属する当期純利益がゼロ以下の場合には業績連動株式報酬を支給いたしません
- ・親会社株主に帰属する当期純利益の百万円未満は、切り捨てとします

ハ) 対象となる役員

業績連動株式報酬の対象となる役員は、業務執行取締役に限られるものとし、業務執行取締役以外の取締役（社外取締役を含みます。）及び監査役は業績連動株式報酬の対象となりません。

二) 各人への配分

各業務執行取締役への支給額は、業績連動株式報酬総額に役位に応じたポイントを乗じ、全業務執行取締役のポイントの合計数で除した金額とします。各役位のポイントは、每期、役位別の人員数、職責を勘案し、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定いたします。業務執行取締役が、業績連動株式報酬の支給対象期間（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（業務執行取締役ではなくなった場合を含みます。以下同じです。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

5. 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬の総額は3億円以内となります。各業務執行取締役への譲渡制限付株式報酬としての金銭報酬債権の支給額については、株主と業務執行取締役との利害の共有度合いを高め、業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への動機付けを与えるように設計することを、額若しくは数の算定方法の決定に関する方針とし、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間（譲渡制限付株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度に係る定時株主総会の日から当該特定の事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の職務執行の対価として役位別に設定します。

譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役が支給を受けた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として、当社が新たに発行又は処分する当社の普通株式の割当てに応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること、また、業務執行取締役が当該割当てに係る新株発行又は自己株式処分の払込期日の直前時において当社の業務執行取締役の地位にあること、当該割当てに係る新株発行又は自己株式処分が撤回又は差止めその他の事由に基づいて中止されていないことを条件として支給するものとします。

(譲渡制限付株式割当契約の概要)

- a) 当該取締役は、払込期日から10年間（以下、本「譲渡制限付株式割当契約の概要」において「譲渡制限期間」といいます。）、当該割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、本「譲渡制限付株式割当契約の概要」において「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、本「譲渡制限付株式割当契約の概要」において「譲渡制限」といいます。）ものとします。
 - b) 当該取締役が譲渡制限付株式報酬の支給対象期間中、継続して、当社の業務執行取締役の地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、当該取締役が死亡により退任した場合には、当該期間が別途調整されることがあります。）をもって譲渡制限を解除できるものとします。なお、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間中に退任（業務執行取締役でなくなった場合も含みます。）した場合には、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間の開始日から在任期間に応じて調整した数を、将来譲渡制限を解除する本割当株式の数とし、残りの譲渡制限が解除されない本割当株式を、当該退任直後時点をもって、当社は当然に無償で取得するものとします。
 - c) 上記 a) の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、又は、当社の支配株主の異動を伴う行為が実行された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の譲渡制限を解除できるものとします。なお、当該譲渡制限付株式報酬の支給対象期間中に、当該組織再編等の承認等がなされた場合には、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間開始日から当該組織再編等の承認の日又は当社の支配株主の異動が生じる日までの期間に応じて調整した数を、譲渡制限を解除する本割当株式の数とし、譲渡制限が解除されない本割当株式を、当社は当然に無償で取得するものとします。
6. 株式報酬制度は、譲渡制限付株式報酬に関する譲渡制限付株式報酬制度と業績連動株式報酬に関する業績連動株式報酬制度の2種類の制度からなり、いずれの制度においても、以下のa)～d)を条件として、当社が新たに発行又は処分する普通株式を業務執行取締役に割り当てます。ただし、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる業務執行取締役とは、譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を割り当てられた時点において当社の業務執行取締役である者を、業績連動株式報酬制度の対象となる業務執行取締役とは、業績連動株式報酬制度に基づき普通株式を割り当てられた事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間において当社の業務執行取締役であった者をいいます。

(割当の条件)

- a) 株式報酬制度により当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数、すなわち、譲渡制限付株式報酬制度と業績連動株式報酬制度のそれぞれに基づき割り当てられる数の合計（以下「1暦年合計」といいます。）は、1事業年度当たり、当該発行又は処分する普通株式に係る募集事項の決定に係る各取締役会決議の日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の前営業日における発行済株式総数から本取締役会決議日の10営業日前の自己株式数（ただし、当該時点以降において当社が自己株式の取得又は自己株式の処分を実施すること等により自己株式の数の増減が生じたことが明らかである場合には当該自己株式の数を増減した数とします。）を控除した数（以下「基準株式数」といいます。）に0.5%を乗じた数（小数点以下切捨て。）を上限（「株式発行上限数」といいます。）とします。
 - b) ある特定の事業年度における1暦年合計は、本取締役会決議日の前営業日において当該普通株式を引き受ける業務執行取締役（当該引受けの時点において当社の業務執行取締役であるものに限ります。）全員が所有する普通株式並びに第1回及び第2回A種種類株式の総数と合算して、本取締役会決議日の前営業日における基準株式数に5%を乗じた数（小数点以下切捨て。）に満たない数（「対象者持株上限数」といいます。）とします。
 - c) 譲渡制限付株式報酬制度と業績連動株式報酬制度それぞれに基づき割り当てられる数については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数を優先して決定するものとします。
 - d) 株式報酬制度に基づき割り当てられる当社の普通株式1株当たりの払込金額は、原則として本取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。
7. 令和元年改正会社法の施行に伴い必要な株式報酬制度の一部改定に係る議案が2021年6月19日開催予定の第75回定時株主総会において承認可決されることを条件として、上記取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の一部を次のとおり変更する予定であります。

(変更後の内容)

本変更は、取締役の報酬額の変更を伴うものではなく、令和元年改正会社法の施行に伴い、株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数の上限に係る定めについて、主に、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる株式は1事業年度当たり40,000株以内、業績連動株式報酬制度に基づき割り当てられる株式は1事業年度当たり100,000株以内とするものであります。この変更に伴い、「(割当の条件)」(38ページ)を次のとおり変更いたします。

(割当の条件)

- a) 譲渡制限付株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、40,000株（以下「譲渡制限付株式発行上限数」といいます。）とします。
- b) 業績連動株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、100,000株（以下「業績連動株式発行上限数」といいます。）とします。
- c) ある事業年度における譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の数の合計は、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役（当該引受けの時点において当社の業務執行取締役である者に限ります。）全員が所有する普通株式と合算して、1,420,000株に満たない数（以下「対象者持株上限数」といいます。）とします。

- d) 譲渡制限付株式発行上限数（上記a）、業績連動株式発行上限数（上記b）及び対象者持株上限数（上記c）は、当該割当の条件の変更日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。
- e) 譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動株式報酬制度それぞれに基づき割り当てられる数については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数を優先して決定するものとします。
- f) 譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動株式報酬制度に基づき割り当てられる当社の普通株式1株当たりの払込金額は、原則として、当該発行又は処分する普通株式に係る募集事項の決定に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

また、業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が上限数を超過した場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給することに変更はありませんが、上記のとおり、それぞれの株式報酬制度により発行又は処分する普通株式の上限数を確定数として定めたことにより、業績連動株式報酬制度を金銭で支給する場合の基準となっていた上限数の表現につき、「株式発行上限数又は対象者持株上限数」を「業績連動株式発行上限数又は対象者持株上限数」へと変更いたします。

最近事業年度である第75期の取締役の個人別の報酬等について、取締役会では、主に次の理由により上記取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

(確定金額報酬)

- ・役員別に取り締役会で決定した額を支給していること

(業績連動金銭報酬・業績連動株式報酬)

- ・第75期親会社株主に帰属する当期純利益額である9,529百万円を基準に、取締役会で決定した算定式、役員に応じたポイントに基づき計算されていること

(譲渡制限付株式報酬)

- ・役員別に取り締役会で決定した金銭報酬債権を支給していること

(業績連動株式割当契約、譲渡制限付株式割当契約)

- ・当社との間において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として記載した内容を含む業績連動株式割当契約、譲渡制限付株式割当契約を締結していること

(割当の条件)

- ・業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬により発行された当社普通株式の合計が、株式発行上限数及び対象者持株上限数を超えていないこと
- ・業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬に係る新株発行についての取締役会決議日の前営業日である2020年6月30日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（4,970円）を用いて算出された株式数に基づき支給していること

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | | 人数 (名) |
|--------------------|-----------------|-----------------|--------------|--------------|---------------|-----------|
| | | 金銭報酬 | | 非金銭報酬等 | | |
| | | 確定 金額報酬 | 業績連動 金銭報酬 | 業績連動 株式報酬 | 譲渡制限付 株式報酬 | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 695 (35) | 126 (35) | 152 (-) | 323 (-) | 92 (-) | 11 (5) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 51 (44) | 51 (44) | - (-) | - (-) | - (-) | 4 (3) |
| 合 計 (うち社外役員) | 747 (80) | 177 (80) | 152 (-) | 323 (-) | 92 (-) | 15 (8) |

- (注) 1. 上表には、2020年6月20日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 当事業年度末日の取締役は8名(うち社外取締役は4名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)です。
3. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績等

| | 目 標* | 実 績 |
|-----------------|----------|----------|
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 6,400百万円 | 9,529百万円 |

※目標は、2020年5月18日発表の「2020年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」において、第75期(2021年3月期)の連結業績予想として発表された親会社株主に帰属する当期純利益を記載しております。なお、親会社株主に帰属する当期純利益に係る第75期(2021年3月期)の連結業績予想は、その後次のとおり修正しております。

| 発表日 | リリース | 親会社株主に帰属する 当期純利益(修正後) |
|------------|----------------------------------|--------------------------|
| 2020年9月28日 | 2021年3月期第2四半期及び通期業績予想の修正に関するお知らせ | 7,500百万円 |
| 2021年2月5日 | 2021年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ | 9,000百万円 |

4. 非金銭報酬等の内容

当事業年度に支給された非金銭報酬等として、2020年7月1日開催の取締役会に基づき、以下のとおり、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬を支給(払込期日:2020年7月16日、払込金額:1株につき4,970円)しております。

(業績連動株式報酬)

対象者及び支給株式数:

業務執行取締役(退任者を除く。)3名 9,800株

業務執行取締役(退任者)2名 2,300株

業績連動株式割当契約の概要：

a) 譲渡制限期間2020年7月16日～2023年7月15日

b) 譲渡制限の解除時期

譲渡制限期間が満了した時点（当該株主について相続が開始した場合に限り株主の請求により譲渡制限期間が調整されることがあります。）をもって当該割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下本「業績連動株式報酬」において「本割当株式」といいます。）の全部について譲渡制限を解除できるものとします。

c) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、業務執行取締役が本割当株式の管理のために開設した証券口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る当該譲渡制限等の実効性を確保するために、各業務執行取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して業務執行取締役との間において覚書を締結します。

d) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、又は、当社の支配株主の異動を伴う行為が実行された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等が承認されたときには当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時、また、当社の支配株主の異動を伴う行為が実行されたときには当社の支配株主の異動が生じた日をもって、当該割当契約により割当てを受けた当社の普通株式の全部について譲渡制限を解除できるものとします。

（譲渡制限付株式報酬）

対象者及び支給株式数：

業務執行取締役3名 16,755株

譲渡制限付株式割当契約の概要：

a) 譲渡制限期間2020年7月16日～2030年7月15日

b) 譲渡制限の解除条件

業務執行取締役が、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間（第74回定時株主総会の日から第75回定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。本「譲渡制限付株式報酬」において以下同じです。）中、継続して、当社の業務執行取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下本「譲渡制限付株式報酬」において「本割当株式」といいます。）の全部について、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、当該取締役が死亡により退任した場合には、当該期間が別途調整されることがあります。）をもって譲渡制限を解除できるものとします。

c) 支給対象期間中に業務執行取締役が退任した場合の取扱い

業務執行取締役が、支給対象期間中に退任（業務執行取締役でなくなった場合も含みます。）した場合には、退任時点で業務執行取締役が保有する本割当株式の数に、第74回定時株主総会の日が属する月の翌月から起算して退任する業務執行取締役の退任日が属する月までの月数を12で除した数を乗じた結果得られる数（1株に満たない数は切捨て。）を、上記「b)譲渡制限の解除条件」の定めに従って、将来譲渡制限を解除する本割当株式の数とし、残りの譲渡制限が解除されない本割当株式について当該退任直後時点をもって当社は当然に無償で取得するものとします。

d) 当社による無償取得

当社は、上記「c)支給対象期間中に業務執行取締役が退任した場合の取扱い」等を除き、譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得するものとします。

e) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、業務執行取締役が本割当株式の管理のために野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各業務執行取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結します。また、業務執行取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

f) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、又は、当社の支配株主の異動を伴う行為が実行された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等が承認されたときには当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時、また、当社の支配株主の異動を伴う行為が実行されたときには当社の支配株主の異動が生じた日をもって、本割当株式の譲渡制限を解除できるものとします。なお、当該譲渡制限付株式報酬の支給対象期間中に、当該組織再編等の承認等がなされた場合には、第74回定時株主総会の日が属する月の翌月から起算して当該組織再編等の承認の日又は当社の支配株主の異動が生じる日が属する月までの月数を12で除した数を乗じた結果得られる数（1株に満たない数は切捨て。）を、譲渡制限を解除する本割当株式の数とし、譲渡制限が解除されない本割当株式を、当社は当然に無償で取得するものとします。

④ 社外役員に関する事項（2021年3月31日現在）

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役樋爪昌之氏は、税理士法人ひづめ会計の代表社員です。税理士法人ひづめ会計と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役土屋恵子氏は、アデコ株式会社の取締役、日本軽金属ホールディングス株式会社の社外取締役及び一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブの理事です。アデコ株式会社、日本軽金属ホールディングス株式会社及び一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブと当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役青山朝子氏は、日本電気株式会社のグローバルファイナンス本部長及び企業会計審議会の臨時委員です。日本電気株式会社及び企業会計審議会と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役鎌田由美子氏は、株式会社ONE・GLOCALの代表取締役、株式会社みちのく銀行の社外取締役及び株式会社ルミネの非常勤取締役です。株式会社ONE・GLOCAL、株式会社みちのく銀行及び株式会社ルミネと当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

| | 取締役会（10回開催） | | 監査役会（10回開催） | |
|------------|-------------|------|-------------|------|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役 樋爪 昌之 | 10回 | 100% | — | — |
| 取締役 土屋 恵子 | 10回 | 100% | — | — |
| 取締役 青山 朝子 | 10回 | 100% | 2回 | 100% |
| 取締役 鎌田 由美子 | 8回 | 100% | — | — |
| 監査役 堺 昭人 | 10回 | 100% | 10回 | 100% |
| 監査役 杉浦 秀徳 | 10回 | 100% | 10回 | 100% |

- (注) 1. 取締役青山朝子氏は、2020年6月20日開催の第74回定時株主総会において取締役に選任され就任しており、取締役就任前の監査役会の開催回数は2回です。
 2. 取締役鎌田由美子氏は、2020年6月20日開催の第74回定時株主総会において取締役に選任され就任しており、取締役就任後の取締役会の開催回数は8回です。

・取締役会又は監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役樋爪昌之氏は、主に公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、特に投資案件やコーポレートベンチャーキャピタルの設立などについて取締役会で積極的に発言をしており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を兼任し、開催されたすべての回に参加し、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における牽制並びに諮問機能を主導しております。

取締役土屋恵子氏は、人事分野における豊富な経験に基づき、人事部門及び人材の強化に関する事項、特に各子会社を含む組織設計や成長機会の創出について取締役会で積極的に発言をしており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を兼任し開催されたすべての回に参加し、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における牽制並びに諮問機能を担っております。

取締役青山朝子氏は、公認会計士としての知識と豊富な経験及びこれまでの企業経営並びに業務執行の経験に基づき、特に当社のM&Aや設備投資を含むような投資案件、為替に対する考え方を含むグループ全体の財務方針等において取締役会で積極的に発言をしており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を兼任し開催されたすべての回に参加し、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における牽制並びに諮問機能を担っております。

取締役鎌田由美子氏は、新規事業開発及び顧客サービス分野における企業経営並びに業務執行の豊富な経験と知見に基づき、特に設備投資や新規事業について取締役会で積極的に発言をしており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を兼任し開催されたすべての回に参加し、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における牽制並びに諮問機能を担っております。

監査役堺昭人氏は、これまで培ってきたビジネス経験に基づき、監査役杉浦秀徳氏は、金融に関する豊富な経験と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問し、意見を述べています。また、監査役堺昭人氏、監査役杉浦秀徳氏のいずれも、参加した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役又は監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り、法令が定める最低責任限度額としています。これに基づき、非業務執行取締役である玉木淑文氏、社外取締役である樋爪昌之氏、土屋恵子氏、青山朝子氏及び鎌田由美子氏並びに社外監査役である堺昭人氏及び杉浦秀徳氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 94百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 126百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、当事業年度の会計監査人の監査計画における業務内訳、監査時間及び報酬額の見積りの妥当性について、前事業年度の監査実績の分析と評価を踏まえ精査した結果、会計監査人の報酬等につき同意しています。
3. 当社の重要な海外子会社のうち、韓国タイヨウインキ株式会社、太陽インキプロダクツ株式会社、TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD、TAIYO AMERICA, INC.以外の海外子会社については、PricewaterhouseCoopersのメンバーファームの監査を受けており、これらに対する報酬等の額は34百万円です。
4. 当社の重要な海外子会社のうち、韓国タイヨウインキ株式会社、太陽インキプロダクツ株式会社、TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD、TAIYO AMERICA, INC.については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制（2021年3月31日現在）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「CSR理念」と「行動規範」を制定し、取締役・使用人に周知徹底する。
 - ロ. 取締役1名を「コンプライアンス・オフィサー」として選任する。取締役・監査役・使用人で構成する「倫理委員会」を設け、倫理・法令遵守上の重要問題を審議する。使用人から「倫理担当」を選任し活動を推進する。
 - ハ. 社内担当者を相談窓口、社外弁護士を通報窓口とする内部通報体制を運営する。
 - ニ. コンプライアンス・オフィサーは倫理・法令遵守の状況について定期的に取り締役に報告する。
 - ホ. 執行部門から独立した「内部監査部門」を設け、その監査結果を取り締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役1名を「リスクマネジメント担当取締役」として選任する。
 - ロ. 通常業務のリスクについては、担当部門がリスクの評価・対応を行う。また、必要に応じリスクマネジメント委員会を組成し、グループ全体の横断的なリスク管理を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を原則として月1回開催し（前月又は翌月に統合して開催する場合あり）、また必要に応じて臨時取締役会を開催して重要事項につき機動的な意思決定を行う。
 - ロ. 組織規程、職務分掌規程、職務権限表において業務執行に係る責任と執行手続を規定する。
 - ハ. 中期経営計画及び年度経営計画を策定し、また各組織のミッション、中期的・短期的取組課題を設定する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 主たる子会社各社の担当取締役を定めて経営上の指導を行う。
 - ロ. 当社の執行役員及び子会社の代表者により構成される執行役員会を原則として四半期毎に開催し、企業集団の横断的問題につき審議する。

- ハ. 子会社の経営については自主性を尊重しつつ「子会社管理規程」「子会社共通職務権限表」に基づき当社の決裁、当社への報告を行うこととし、これにより子会社経営の管理を行うこととする。
- 二. 内部監査部門、経理財務部門、監査役、会計監査人は必要に応じて子会社を往査する。
- ホ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、グループ企業全てに適用される「CSR理念」を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規程を定める。
- ⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役が職務を補助する者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役スタッフを配置し、当該監査役スタッフは、監査役の指示に対し、監査役の指揮管理のもと専任して行う。
- ロ. 監査役スタッフの人事評価については監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- イ. 取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、又は当社及び子会社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
- ロ. 使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。なお、報告者の氏名等の秘密は厳守し、報告者が報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。
- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は取締役会に加え、執行役員会その他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- ロ. 監査役は会計監査人と監査計画、監査結果等について意見交換を行うなど相互に連携を取りながら監査を実施している。
- ハ. 執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部監査部門は内部監査の結果を監査役に報告、討議するなど監査役と緊密な連携を保っている。
- 二. 当社は監査役職務の執行に生ずる費用について、毎年予算計上をし、また、緊急に発生する監査費用についても相当な費用を支出する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会的秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力からの不法・不当な要求には一切応じることなく、当社がこのような団体又は個人から不当な要求を受けた場合は、警察等関連機関とも連携して組織的に毅然とした態度で対応する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当連結会計年度における当社の内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス

コンプライアンス・オフィサーは、倫理・法令遵守の状況について四半期毎に取締役会に報告しています。また、職位階層別の研修を実施し、コンプライアンスの意識向上を図りました。

② リスクマネジメント

定期的に防災訓練やマニュアルの見直しを実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症対応のためリスクマネジメント委員会を組成し、各子会社の所属する国や地域の情報並びに各子会社の状況を収集・共有のうえ、グループでの対応方針を検討・策定・実施しています。

③ 監査役会の監査体制

監査役会の求めにより、監査役の職務を補助する者として当社の使用人から監査役スタッフを配置しています。

④ 内部監査部門による内部監査

内部監査計画書に基づき内部監査を実施しました。また、内部監査の結果を監査役に報告し、監査役と連携を保っています。

⑤ 財務報告に係る内部統制

内部統制基本計画書に基づき内部統制評価を実施しました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

特に定めていません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現金による株主の皆様への利益還元を重要政策と位置付けており、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を実施しています。株主資本配当率を目標指標とし、「連結決算を基準に株主資本配当率を中長期的に5%以上とすること」を目処としています。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資 産 の 部 | | | 負 債 の 部 | | | | | | |
|-------------------|---------|-----------|---------|-----------|---------------------------|---------|-----------|-------|-----------|
| 科 目 | 当 会 計 | 連 年 度 結 末 | 前 会 計 | 連 年 度 結 末 | 科 目 | 当 会 計 | 連 年 度 結 末 | 前 会 計 | 連 年 度 結 末 |
| | 金 額 | 金 額 | (ご 参 考) | (ご 参 考) | | 金 額 | 金 額 | | |
| 流 動 資 産 | 92,937 | 62,380 | | | 流 動 負 債 | 38,107 | 24,740 | | |
| 現 金 及 び 預 金 | 54,705 | 29,191 | | | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 7,907 | 7,231 | | |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 22,527 | 19,513 | | | 短 期 借 入 金 | 10,494 | 5,168 | | |
| 商 品 及 び 製 品 | 6,621 | 4,912 | | | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 11,391 | 5,725 | | |
| 仕 掛 品 | 1,530 | 1,839 | | | 未 払 金 | 3,936 | 3,596 | | |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 5,297 | 4,656 | | | 未 払 法 人 税 等 | 1,434 | 874 | | |
| そ の 他 | 2,332 | 2,353 | | | 賞 与 引 当 金 | 907 | 801 | | |
| 貸 倒 引 当 金 | △77 | △86 | | | そ の 他 の 引 当 金 | 139 | 72 | | |
| 固 定 資 産 | 86,063 | 79,811 | | | そ の 他 | 1,894 | 1,270 | | |
| 有 形 固 定 資 産 | 46,348 | 44,761 | | | 固 定 負 債 | 64,397 | 47,928 | | |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 16,458 | 16,555 | | | 繰 延 税 金 負 債 | 2,862 | 1,959 | | |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 11,131 | 12,057 | | | 長 期 借 入 金 | 59,333 | 44,818 | | |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 1,332 | 1,274 | | | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 150 | 193 | | |
| 土 地 | 11,827 | 11,814 | | | そ の 他 の 引 当 金 | 87 | 67 | | |
| 建 設 仮 勘 定 | 4,464 | 2,762 | | | 資 産 除 去 債 務 | 853 | 715 | | |
| そ の 他 | 1,134 | 296 | | | そ の 他 | 1,110 | 174 | | |
| 無 形 固 定 資 産 | 34,949 | 30,769 | | | 負 債 合 計 | 102,504 | 72,668 | | |
| の れ ん | 6,404 | 6,846 | | | 純 資 産 の 部 | | | | |
| 販 売 権 | 19,508 | 15,216 | | | 株 主 資 本 | 74,184 | 69,651 | | |
| 顧 客 関 連 資 産 | 6,428 | 6,904 | | | 資 本 金 | 9,499 | 9,428 | | |
| そ の 他 | 2,608 | 1,801 | | | 資 本 剰 余 金 | 14,985 | 14,913 | | |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 4,765 | 4,280 | | | 利 益 剰 余 金 | 53,065 | 47,260 | | |
| 投 資 有 価 証 券 | 2,766 | 2,420 | | | 自 己 株 式 | △3,365 | △1,950 | | |
| 関 係 会 社 株 式 | 166 | 281 | | | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 1,954 | △429 | | |
| 繰 延 税 金 資 産 | 272 | 196 | | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 203 | 8 | | |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 305 | 314 | | | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 1,751 | △444 | | |
| そ の 他 | 1,427 | 1,218 | | | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △0 | 7 | | |
| 貸 倒 引 当 金 | △171 | △150 | | | 非 支 配 株 主 持 分 | 357 | 301 | | |
| 資 産 合 計 | 179,001 | 142,192 | | | 純 資 産 合 計 | 76,497 | 69,523 | | |
| | | | | | 負 債 純 資 産 合 計 | 179,001 | 142,192 | | |

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目 | 当 連 結 会 計 年 度 | 前 連 結 会 計 年 度 (前 年 度 参 考) |
|-----------------|---------------|--------------------------------|
| | 金 額 | 金 額 |
| 売上 | 80,991 | 70,627 |
| 売上原価 | 46,125 | 41,574 |
| 売上総利益 | 34,865 | 29,053 |
| 販売費及び一般管理費 | 20,922 | 19,917 |
| 営業利益 | 13,943 | 9,136 |
| 営業外収益 | 393 | 240 |
| 受取利息 | 47 | 57 |
| 受取配当金 | 25 | 25 |
| 補助業務受託料 | 74 | 44 |
| 投資事業組合運用益 | 41 | 7 |
| その他 | 43 | - |
| 営業外費用 | 160 | 106 |
| 支払利息 | 517 | 478 |
| 支払手数料 | 228 | 226 |
| 固定資産除却損 | 10 | 32 |
| 為替差損 | 90 | 75 |
| 投資事業組合運用損 | 118 | 108 |
| その他 | - | 7 |
| 経常利益 | 70 | 29 |
| 特別損失 | 13,819 | 8,898 |
| 関係会社株式評価損 | 445 | 3,636 |
| 減損 | 246 | 14 |
| その他 | 199 | 3,540 |
| | - | 82 |
| 税金等調整前当期純利益 | 13,374 | 5,261 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,031 | 2,425 |
| 法人税等調整額 | 745 | △970 |
| 当期純利益 | 9,597 | 3,806 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 67 | 56 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 9,529 | 3,749 |

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

当連結会計年度

(単位 百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | 株主資本合計 |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | |
| 当連結会計年度期首残高 | 9,428 | 14,913 | 47,260 | △1,950 | 69,651 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △3,724 | | △3,724 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 9,529 | | 9,529 |
| 新株の発行 | 71 | 71 | | | 143 |
| 自己株式の取得 | | | | △1,500 | △1,500 |
| 自己株式の処分 | | | | 85 | 85 |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | 71 | 71 | 5,804 | △1,415 | 4,533 |
| 当連結会計年度末残高 | 9,499 | 14,985 | 53,065 | △3,365 | 74,184 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非 株 主 持 分 | 純 資 産 計 |
|------------------------------|------------------|-----------------------|------------------|-------------------|-----------------------|------------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為 替 換 算 定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 8 | △444 | 7 | △429 | 301 | 69,523 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △3,724 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | 9,529 |
| 新株の発行 | | | | | | 143 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △1,500 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 85 |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額) | 195 | 2,196 | △7 | 2,384 | 56 | 2,440 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 195 | 2,196 | △7 | 2,384 | 56 | 6,973 |
| 当連結会計年度末残高 | 203 | 1,751 | △0 | 1,954 | 357 | 76,497 |

前連結会計年度（ご参考）

（単位 百万円）

| | 株 主 資 本 | | | | |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 9,331 | 14,817 | 47,229 | △2,042 | 69,336 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △3,719 | | △3,719 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 3,749 | | 3,749 |
| 新株の発行 | 96 | 96 | | | 192 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | 92 | 92 |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額） | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | 96 | 96 | 30 | 92 | 315 |
| 当連結会計年度末残高 | 9,428 | 14,913 | 47,260 | △1,950 | 69,651 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配分 株主持分 | 純資産計 |
|------------------------------|------------------|------------|------------------|-------------------|--------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 94 | 730 | 22 | 846 | 337 | 70,520 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △3,719 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | 3,749 |
| 新株の発行 | | | | | | 192 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 92 |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額） | △86 | △1,175 | △14 | △1,275 | △36 | △1,312 |
| 当連結会計年度変動額合計 | △86 | △1,175 | △14 | △1,275 | △36 | △996 |
| 当連結会計年度末残高 | 8 | △444 | 7 | △429 | 301 | 69,523 |

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資 産 の 部 | | | 負 債 の 部 | | |
|-----------|---------|-----------------|------------------|---------|-----------------|
| 科 目 | 当事業年度末 | 前事業年度末 (ご参考) | 科 目 | 当事業年度末 | 前事業年度末 (ご参考) |
| | 金 額 | 金 額 | | 金 額 | 金 額 |
| 流動資産 | 70,579 | 17,276 | 流動負債 | 23,296 | 12,275 |
| 現金及び預金 | 31,429 | 8,261 | 短期借入金 | 10,351 | 5,908 |
| 売掛金 | 637 | 543 | 1年内返済予定の長期借入金 | 10,923 | 5,504 |
| 関係会社短期貸付金 | 36,204 | 6,040 | 未払金 | 1,478 | 668 |
| 未収還付法人税等 | - | 704 | 未払法人税等 | 313 | 14 |
| その他 | 2,308 | 1,725 | 賞与引当金 | 155 | 119 |
| 固定資産 | 64,295 | 93,270 | その他 | 73 | 60 |
| 有形固定資産 | 7,898 | 7,694 | 固定負債 | 58,725 | 44,724 |
| 建物 | 4,667 | 4,451 | 長期借入金 | 58,373 | 44,446 |
| 土地 | 2,696 | 2,696 | 資産除去債務 | 198 | 167 |
| その他 | 534 | 546 | 繰延税金負債 | 3 | - |
| 無形固定資産 | 790 | 373 | その他 | 149 | 111 |
| ソフトウェア | 437 | 368 | 負債合計 | 82,021 | 57,000 |
| その他 | 352 | 4 | 純 資 産 の 部 | | |
| 投資その他の資産 | 55,605 | 85,201 | 株主資本 | 52,636 | 53,516 |
| 投資有価証券 | 2,667 | 2,328 | 資本金 | 9,499 | 9,428 |
| 関係会社株式 | 45,119 | 51,315 | 資本剰余金 | 15,762 | 15,690 |
| 関係会社出資金 | 2,493 | 2,482 | 資本準備金 | 10,467 | 10,395 |
| 前払年金費用 | 303 | 304 | その他資本剰余金 | 5,294 | 5,294 |
| 繰延税金資産 | - | 2 | 利益剰余金 | 30,740 | 30,348 |
| 関係会社長期貸付金 | 5,226 | 30,339 | 利益準備金 | 620 | 620 |
| その他 | 490 | 371 | その他利益剰余金 | 30,119 | 29,727 |
| 貸倒引当金 | △694 | △1,941 | 別途積立金 | 12,700 | 12,700 |
| | | | 繰越利益剰余金 | 17,419 | 17,027 |
| | | | 自己株式 | △3,365 | △1,950 |
| | | | 評価・換算差額等 | 217 | 29 |
| | | | その他有価証券 評価差額金 | 217 | 29 |
| | | | 純資産合計 | 52,853 | 53,545 |
| 資産合計 | 134,874 | 110,546 | 負債純資産合計 | 134,874 | 110,546 |

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目 | | 当 事 業 年 度 | | 前 (事 業 年 度) (参 考) | |
|-----|-----------------------|-----------|-------|--------------------------|--------|
| | | 金 額 | | 金 額 | |
| 営 | 業 収 益 | | | | |
| 配 | 当 収 入 | 5,018 | | 10,244 | |
| ロ | イ ヤ リ テ イ 一 収 入 | 2,343 | | 2,220 | |
| シ | ス テ ム 使 用 料 収 入 | 36 | | - | |
| 不 | 動 産 賃 貸 収 入 | 433 | 7,830 | 433 | 12,899 |
| | 営 業 収 益 計 | | 7,830 | | 12,899 |
| 営 | 業 費 用 | 5,307 | 5,307 | 4,616 | 4,616 |
| 営 | 業 外 利 益 | | 2,523 | | 8,283 |
| 受 | 取 収 息 | 143 | | 199 | |
| 受 | 取 配 当 金 | 22 | | 22 | |
| 受 | 取 取 手 数 料 | 42 | | 33 | |
| 補 | 助 金 収 入 | - | | 10 | |
| 投 | 資 事 業 組 合 利 益 | 43 | | - | |
| そ | の 他 | 46 | 298 | 35 | 301 |
| 営 | 業 外 費 用 | | | | |
| 支 | 払 利 息 | 207 | | 210 | |
| 支 | 払 手 数 料 | 10 | | 32 | |
| 投 | 資 事 業 組 合 運 用 損 | - | | 7 | |
| 為 | 替 の 差 | 4 | | 33 | |
| そ | の 他 | 89 | 311 | 40 | 323 |
| | 経 常 利 益 | | 2,510 | | 8,261 |
| 特 | 別 引 当 金 戻 入 益 | 1,486 | 1,486 | - | |
| 特 | 別 引 当 金 損 失 | | | | |
| 関 | 係 会 社 株 式 評 価 損 | 246 | | 1,735 | |
| 貸 | 倒 引 当 金 繰 入 額 | 240 | 486 | 1,941 | 3,676 |
| | 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 3,510 | | 4,584 |
| 法 | 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | △527 | | △316 | |
| 法 | 人 税 等 調 整 | △77 | △605 | △34 | △350 |
| 当 | 期 純 利 益 | | 4,116 | | 4,935 |

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

当事業年度

(単位 百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------|---------------------|---------------------|--------|--------|--------|--|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | 自己株式 | 株主資本計 | |
| | | 資 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 9,428 | 10,395 | 5,294 | 15,690 | 620 | 12,700 | 17,027 | 30,348 | △1,950 | 53,516 | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △3,724 | △3,724 | | △3,724 | |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 4,116 | 4,116 | | 4,116 | |
| 新 株 の 発 行 | 71 | 71 | | 71 | | | | | | 143 | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | | △1,500 | △1,500 | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | | | | 85 | 85 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 71 | 71 | - | 71 | - | - | 391 | 391 | △1,415 | △880 | |
| 当 期 末 残 高 | 9,499 | 10,467 | 5,294 | 15,762 | 620 | 12,700 | 17,419 | 30,740 | △3,365 | 52,636 | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 29 | 29 | 53,545 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △3,724 |
| 当 期 純 利 益 | | | 4,116 |
| 新 株 の 発 行 | | | 143 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | △1,500 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 85 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 188 | 188 | 188 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 188 | 188 | △692 |
| 当 期 末 残 高 | 217 | 217 | 52,853 |

前事業年度（ご参考）

（単位 百万円）

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------|--------|---------------------------|---------------|--------|--------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | 自己株式 | 株主資本計 |
| | | 資 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 準 備 金 | 益 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 9,331 | 10,299 | 5,294 | 15,594 | 620 | 12,700 | 15,811 | 29,132 | △2,042 | 52,016 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △3,719 | △3,719 | | △3,719 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 4,935 | 4,935 | | 4,935 |
| 新 株 の 発 行 | 96 | 96 | | 96 | | | | | | 192 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | | △0 | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | | | | 92 | 92 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 96 | 96 | - | 96 | - | - | 1,215 | 1,215 | 92 | 1,500 |
| 当 期 末 残 高 | 9,428 | 10,395 | 5,294 | 15,690 | 620 | 12,700 | 17,027 | 30,348 | △1,950 | 53,516 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 99 | 99 | 52,115 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △3,719 |
| 当 期 純 利 益 | | | 4,935 |
| 新 株 の 発 行 | | | 192 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 92 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | △69 | △69 | △69 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △69 | △69 | 1,430 |
| 当 期 末 残 高 | 29 | 29 | 53,545 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

太陽ホールディングス株式会社 取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

| | | | | |
|--------------------|-------|-----|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 齊 藤 | 剛 | Ⓔ |
|--------------------|-------|-----|---|---|

| | | | | |
|--------------------|-------|-----|-----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 尻 引 | 善 博 | Ⓔ |
|--------------------|-------|-----|-----|---|

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

太陽ホールディングス株式会社 取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

| | | | | |
|--------------------|-------|-----|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 齊 藤 | 剛 | Ⓔ |
|--------------------|-------|-----|---|---|

| | | | | |
|--------------------|-------|-----|-----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 尻 引 | 善 博 | Ⓔ |
|--------------------|-------|-----|-----|---|

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwCあらた有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

| | | | |
|----------------|------|---|-------|
| 太陽ホールディングス株式会社 | 監査役会 | | |
| 常勤監査役(社外監査役) | 堺 | 昭 | 人 ㊟ |
| 常勤監査役(社外監査役) | 杉 | 浦 | 秀 徳 ㊟ |
| 監査役 | 大 | 木 | 勝 ㊟ |

以上

トピックス

当社グループ13基の水上太陽光発電により 再生可能エネルギー100%を実現

年間想定発電量22GWh(エレクトロニクス事業の国内電力消費量100%以上をカバー)



Apple社のクリーンエネルギープログラム※に 2018年より参加

太陽インキ製造は、2018年よりApple社向け製品の生産を100%再生可能エネルギーで賄うことを約束しています。今後も、当社グループでは、自然環境にやさしい「再生可能エネルギー」の普及促進や、地球規模の環境問題に真剣に取り組むことで社会に貢献してまいります。

※Apple社は世界各地のサプライヤー(仕入れ先や供給元、納品業者など)に対して、Apple社向けの生産活動に再生エネルギーを利用するよう呼びかける、クリーンエネルギープログラムを推進しています。

株主総会 会場ご案内図

開催日時

2021年6月19日（土曜日）午後1時開会

開催場所

ステーションコンファレンス池袋 Room 1
東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階

会場が前回と異なっております。

ご来場の際は以下をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

最寄駅のご案内

池袋駅

- JR 山手線 ● 埼京線 ● 湘南新宿ライン
- 東京メトロ ● 丸ノ内線 ● 有楽町線 ● 副都心線 ● 西武池袋線 ● 東武東上線



池袋駅の各路線から会場までのご案内

● JR山手線 ● JR埼京線 ● JR湘南新宿ライン

JR池袋駅構内より **C** メトロポリタン口改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。

● 東京メトロ丸ノ内線

中央通路中央改札を出て、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。

● 東京メトロ有楽町線

有楽町線池袋駅構内より **A** 南通路西改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。

● 東京メトロ副都心線

西通路東改札を出て、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。

● 西武池袋線

B1F改札より池袋駅コンコースを通り、**A** 有楽町線南通路西改札に
向かい、その先は下記地図をご参照ください。

● 東武東上線

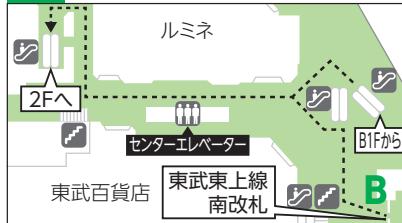
東武線池袋駅構内より **B** 南改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。

B1F A 東京メトロ 有楽町線 南通路西改札



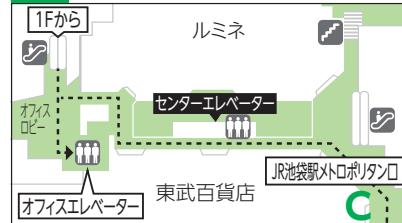
◆プリズムガーデン
エスカレーターで1Fへ

1F B 東武東上線 南改札



◆メトロポリタンプラザビル
オフィス内エスカレーターで2Fへ

2F C JR メトロポリタン口改札



◆オフィスタワーに入り
オフィスエレベーターで12Fへ